共同生活援助（グループホーム）に係る食材料費に関する確認事項

|  | 確認事項 | 適否 | 根拠法令等 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 運営規程等に食材料費の額を定めているか。  【聴取事項】  （１）　食事を事業所で調理しているか。　　　　　　　　　　　　　［ はい・いいえ ］   |  | | --- | | 【「いいえ」の場合】（具体的に記載） |   （２）　食材の購入状況（該当項目に○）   |  |  | | --- | --- | |  | 事業所で提供している食事の材料は、世話人等職員がスーパー等で購入している。 | |  | 事業所で提供している食事の材料は、委託契約等により業者から購入している。 | |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |   （３）　食費は、１食ごとに設定しているか。　　　　　　　　　　 ［ はい・いいえ ］   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | １食ごとの場合 | 朝食 | 昼食 | 夕食 | | 円 | 円 | 円 | | 上記以外の場合 | １日　　　　　　　　円 | １週間　　　　 　　　円 | １か月　　　　 　　　円 | | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | 上記金額の設定理由・設定根拠等： | | | |   （４）　食費の徴収額は、食材料費の実費となっているか。　［ はい・いいえ ］   |  | | --- | | 【「いいえ」の場合】（具体的に記載） |   （５）　徴収方法（該当項目に○）   |  |  | | --- | --- | |  | 月額（定額）を事前に請求（３食×日数分） | |  | 日ごとに事前に請求 | |  | 実際の食数分を翌月に請求（食べた分の実数） | |  | 利用した日数分を翌月に請求（食べたかどうかは問わない。） | |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |   （６）　食費の入出金の流れ（該当項目に○）   |  |  | | --- | --- | |  | 事業所で徴収し、事業所で支出 | |  | 法人本部等で徴収し、法人本部等から事業所に送金 | |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 適　否  該当なし | 【介護サービス包括型】  「条例」第１６８条の７  「規則」第１３４条の３  【日中サービス支援型】  「条例」第１７０条の９（第１６８条の７準用）  「規則」１３８条の４（第１３４条の３準用）  【外部サービス利用型】  「条例」第１７０条の１８  「規則」１３８条の１０ |
| ２ | 当該費用を支払った利用者に対し、領収書を交付しているか。 | 適　否  該当なし | 【介護サービス包括型】  「条例」第１６８条の３  【日中サービス支援型】  「条例」第１７０条の９（第１６８条の３準用）  【外部サービス利用型】  「条例」第１７０条の２０  （第１６８条の３準用） |
| ３ | あらかじめ、利用者に対し、食事の内容及び費用について説明し、同意を得ているか。  　また、内容及び費用の変更時においても説明し、同意を得ているか。 | 適　否  該当なし | 同上 |
| ４ | 食材料費に余剰が生じた場合、精算の上、返金しているか。  　又は、利用者の以後の食材料費に使用しているか。  【聴取事項】  （１）　差額の精算状況   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | ①徴収額 | ②食材料費の実費（事業所支出額） | ③差額  （①－②） | ④差額の精算 | | 当年度  （　 年　 月時点） | 円 | 円 | 円 | している  していない | | 前年度  （　 年　 月期） | 円 | 円 | 円 | している  していない | | 前々年度  （　 年　 月期） | 円 | 円 | 円 | している  していない |   ※直近の精算時期：　　　　年　　　月（　　か月ごと）  ※一人あたりの返金額：　　　　　　　　　円  （２）　差額の精算方法（該当項目に○）   |  |  | | --- | --- | |  | 翌月（翌々月）に精算（欠食分を返金） | |  | 半年ごとに精算 | |  | 年度末に精算 | |  | 精算していなかったが、今後、精算する。（予定：　　　年　　月） | |  | 精算しておらず、今後も精算する予定はない。 | |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |   （３）　差額を精算していない場合の取扱い　（該当項目に○）   |  |  | | --- | --- | |  | 以後の食材料費に使用 | |  | 他の費用に流用（流用先費用：光熱水費・日用品費・その他）  その他の場合： | |  | 本人預り金として保管 | |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 適　否  該当なし | 【介護サービス包括型】  「条例」第１６８条の３  【日中サービス支援型】  「条例」第１７０条の９（第１６８条の３準用）  【外部サービス利用型】  「条例」第１７０条の２０  （第１６８条の３準用）  厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室、障害福祉課地域生活・発達障害者支援室　令和５年１０月２０日事務連絡「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」 |
| ５ | 費用の収支について、利用者から説明を求められた場合、適切に行っているか。 | 適　否  該当なし | 同上 |

共同生活援助（グループホーム）に係る光熱水費・日用品費に関する確認事項

|  | 確認事項 | 適否 | 根拠法令等 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 運営規程等に光熱水費・日用品費の額を定めているか。  【聴取事項】  （１）　徴収額   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 光熱水費 | １日　　　　　　　　円 | １週間　　　　 　　　円 | １か月　　　　 　　　円 | | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | 上記金額の設定理由・設定根拠等： | | |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 日用品費 | １日　　　　　　　　円 | １週間　　　　 　　　円 | １か月　　　　 　　　円 | | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | 上記金額の設定理由・設定根拠等： | | |   （２）　徴収方法（該当項目に○）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 光熱水費 | 日用品費 | 徴収方法 | |  |  | 月額（定額）を事前に請求 | |  |  | 日ごとに事前に請求 | |  |  | 実際にかかった費用を翌月以降に請求 | |  |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　） |   （３）　入出金の流れ（該当項目に○）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 光熱水費 | 日用品費 | 入出金の流れ | |  |  | 事業所で徴収し、事業所で支出 | |  |  | 法人本部等で徴収し、法人本部等から事業所に送金 | |  |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　） | | 適　否  該当なし | 【介護サービス包括型】  「条例」第１６８条の７  「規則」第１３４条の３  【日中サービス支援型】  「条例」第１７０条の９（第１６８条の７準用）  「規則」１３８条の４（第１３４条の３準用）  【外部サービス利用型】  「条例」第１７０条の１８  「規則」１３８条の１０ |
| ２ | 当該費用を支払った利用者に対し、領収書を交付しているか。 | 適　否  該当なし | 【介護サービス包括型】  「条例」第１６８条の３  【日中サービス支援型】  「条例」第１７０条の９（第１６８条の３準用）  【外部サービス利用型】  「条例」第１７０条の２０  （第１６８条の３準用） |
| ３ | あらかじめ、利用者に対し、光熱水費・日用品費の内容及び費用について説明し、同意を得ているか。  　また、内容及び費用の変更時においても説明し、同意を得ているか。 | 適　否  該当なし | 同上 |
| ４ | 光熱水費・日用品費に余剰が生じた場合、精算の上、返金しているか。  　又は、利用者の以後の光熱水費・日用品費に使用しているか。  【聴取事項】  （１）　差額の精算状況（該当項目に○）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 光熱水費 | 日用品費 | 差額の精算状況 | |  |  | 精算している。  【直近の精算時期】  光熱水費：　　　　年　　　月  一人当たり返金額　　　　　　　　　　　円  日用品費：　　　　年　　　月  　　　　　　 一人当たり返金額　　　　　　　　　　　円 | |  |  | 精算していない。 | |  |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　） |   （２）　差額の精算方法（該当項目に○）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 光熱水費 | 日用品費 | 差額の精算方法 | |  |  | 翌月（翌々月）に精算 | |  |  | 半年ごとに精算 | |  |  | 年度末に精算 | |  |  | 精算していなかったが、今後、精算する。  （予定：　　　年　　月） | |  |  | 精算していないし、今後も精算する予定はない。 | |  |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　） |   （３）　差額を精算していない場合の取扱い（該当項目に○）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 光熱水費 | 日用品費 | 差額を精算していない場合の取扱い | |  |  | 以後の光熱水費・日用品費に使用 | |  |  | 他の費用に流用（具体的に記載）  （光熱水費：　　　　　　　　日用品費：　　　　　　　　） | |  |  | 本人預り金として保管 | |  |  | その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　） | | 適　否  該当なし | 【介護サービス包括型】  「条例」第１６８条の３  【日中サービス支援型】  「条例」第１７０条の９（第１６８条の３準用）  【外部サービス利用型】  「条例」第１７０条の２０  （第１６８条の３準用）  厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室、障害福祉課地域生活・発達障害者支援室　令和５年１０月２０日事務連絡「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」 |
| ５ | 費用の収支について、利用者から説明を求められた場合、適切に行っているか。 | 適　否  該当なし | 同上 |